兒讀古狀摘證註

全

高井蘭山翁講譯

兒讀 古狀揃證註

東都書林　玉巖堂

九曜文庫

牛込 橘屋 津久戸

古狀揃證註

響み近隣の子習ふ童古狀揃の揃を
雪見掘ずるに半書版の半ばを乱
世を去ること壹このゝ大に新奇の弘度
歴代古紀母模て[illegible]を[illegible]
文の誤字多屋紙捨ゆ[illegible]

訂し新伝稽古録文字を找正
従為欠漏い字を挿入あるはしるる
通じうるい置このくに義を通せしめ
さい状の序川八雄母野ゝく延めら状
雅堂状い倉状の前にみるべく思くしも
舊に陪て改ゝ正方状拙し革題し

丙寅の以星軍堂の花板ませし紙毒寿堂
求版しれば廣減かうゝ後再版せし
むるる自流行の雅典紙ゆの風まるひ
首とみ國字づけし書字(於)のめく圓を
この計 [宜] [未] のめく一字を二度うむいす紙
うこと[illegible]と本文の冒母切注ま稼を

伝を読方を志るす

蒙山　弓井伴寛思明

天保癸巳夏至の日

今川了俊愚息仲秋に對し制詞の條々

今川了俊愚息仲秋制詞條々

今川ハ清和源氏義家五代正五位下左馬頭義氏の三男吉良左馬頭満氏四代の孫にて今川伊豫守と云ハ西の探題にて文武ふ遂賢明の君子にて中務少輔仲秋ふ示さる條々之對の字迎世の本に加へむよりも吾息と云ふ

一文道を知不而武道終に勝利を得不事

一不知文道而武道終不得勝利事

文学ハ弓法の初文武二道、車の両輪に譬へ花と弓丈夫の勇あり武術すくまこうに不学

一鵜鷹遊遙を好無益の殺生を樂事

一小過の輩糺明を遂不死罪ふ行令事

一大科の輩贔員之沙汰と爲宥免致事

一民を貪神社を沒倒令榮花を極事

一先祖之山莊寺塔以下破壞而私宅

ふして猪鹿を失ふ例和漢ふかうぶそいましめも諸書に出こう

一好鵜鷹遊遙樂殺生事

鵜を飼て魚を放て鳥を捕遊ぶあそび ふうこう色に耽ると報べうぶ若子はせざる所なり

一小過輩糺明遂不死罪事

色いあやまちを又とがめ如死罪失ある糺明しぬむるふも及ぶ罪されど後悔されども及ぶべうぶ

一大科輩贔員之沙汰

科れ大かるハ重く刑を行ふべきを依怙の贔ふうて法擯をみぐるなう

一貪民令沒倒神社極榮花事

民百姓の財を上へむさぼり取あるひい仏閣の神社の傾るも顧ず極を加へ沒倒といふあれ次第に擯おくを云ふうして榮花榮耀をきむるをいふ

一先祖之山莊寺塔以下破壞而私宅事

を莊事

一君父之重恩忘却令忠孝猥事

一公勢を輕私用を重天道を恐不働事

山莊といへば莊の莊なれども祖の墓をいへり
そこなふ先祖の墓をいへり
墓地をそこなふけしからぬことなり
堂伽藍をこわれどもをさめ居る莊義
もるあり

一君父之重恩忘却忠孝猥事

父母我を育て恩君我を扶持して家祿を賜る加恩の重恩なるに君に忠義をし父母に孝を謂も
いかなるこころぞ忘却して猥ふするをいふ

一輕公勢重私用不恐天道働事

公勢といふ君への勤あり私利いとのれう用なり
これを先にして天道を恐まざる働なるをいふ

一臣下の善惡を辨不賞罰正不事

一不辨臣下善惡賞罰不正事

働人に忠實を賞し臣下の惡なるを罰し賞罰正
なれば働者悪人なく君德さかんなり

一我臣下の働を知如君又同前爲可事

一我如知臣下働者又可爲同前事

己が家来統動るとき思へば仕ひ捉ひ不動ものとこ
思へば仕ひ捉ひ不動ものとこ
思へば仕ひ捉ひ不動ものとこ
君も亦上へ対しこ

一過亂雨說を企他人之愁を以身を樂事

一身の分限を知不或ハ過分或ハ不足之事

一他人之理

つとめ成るべしとなり

一企亂雨說以他人愁樂事

亂雨說とは人を撓て他人の愁をいと
もなくおのれが身のたのしみのみ思ふを云

一不知分限或過分或ハ
ふ足之事

不知の者を色欲の繩縛畜ふ
ものをは不足と云中庸ふつうあるべし

一失他人之理致濫望事

を失濫望致
權威ふ募事

一賢臣を嫌佞人を愛非分の沙汰致事

權威事

五倫ハ父子ハ君ハ臣ハ夫ハ妻ハ兄弟ハ友ハ朋友ハ他人ハ人ハ人間ハ
理ハ天理ハ失ひ天ハ濫望ハ募るべき
ハ我が分ハ人ハ天ハ人間ハ
權威と云ハ人を權ハ威勢をつくさ
權ハいくるとなり

一嫌賢臣愛佞人致非分沙汰事

賢臣ハ君ふ諫あれハ諫をふ佞人
ふも諂る由を出ハ諂ると云ハ君つひに非分の沙汰
を世ハ成ふひ佞人ハ主の禍之

一非道而富を羨可不正路而衰を輕可不事

一不可羨非道而富不可慕正路而衰事

孔子の詞に不義にして富貴なるは浮雲のごとしと貧賤に陋巷に居るも世に稀なる福徳長ハ大道に好学なるべし

一酒宴遊興勝負に長し家職を忘事

一長酒宴遊興勝負忘家職事

家職とハ武士ハ武藝醫師ハ經濟農ハ耕作それ〳〵家の職なれば是を深ふ心掛ケ世に立ざるべ〳〵酒を備事いまの例と為すべし

一已が利根に迷萬端に就て他人を嘲事

一迷已利根就萬端嘲他人事

我ひとり利發なりと思ひ他人を嘲るものの孔子ありと思ひの惑ひなり

一人來則虛病を構對面に能不事

一人來則構虛病不能對面事

我まことにて礼を尚ぶ人をいきむるに虛は偽りの虛病にはそらやまひと情あり

一獨味を好人に施こと能不隱居令事

一好獨味不能施人令隱居事

一出家沙門尤尊崇致禮儀正かる可事

一分國に於諸関を立往還の旅人を煩令事

一武具衣裳已過分而臣下見苦事

一貴賤因果の道理を辨不安樂に住する事

右此條々常

一出家沙門尤尊崇事

一分國に於関を立往還旅人事

一武具衣裳已過分而臣下見苦事

一貴賤因果道理辨不安樂事

右此條々常可

心懸被可弓馬合戰嗜事武士之道珍不聞執行被可儀第一也

先國を守可事學問無而政道成可不旨四書五經其外軍書等顯然こ幼少

馬合戰嗜事武士之道不聞執行被可儀第一也

條々いろ〳〵と訓一さもろくに述る之合戰とハ軍學陣法を每〳〵なるむ之よいへり武士いつるのたゝかひ

先國を守可事學問無而政道成可不旨四書五經其外軍書等形式之如ク時相伴乃ハ軍仮初不一の乃

の時道の正輩に相伴假初ふも惡友に隨順有丁不水ハ方圓之器ふ隨人ハ善惡之友に依こと實ふる哉

是以國を治守護者賢人を愛〳〵民を

隨順惡友乃ハ方圓之器

人依善惡之友實哉

四書ハ大學論語孟子中庸五經ハ毛詩尚書礼記周易春秋軍史ハ六韜三略孫子吳子司馬法尉繚子太宗問對の七書ふり孔明吳信陳平ハ寺考武備志の形式ふ孫軍學の書ふ方圓ハけさまどうと訓ハ角ふも丸くも惡ふ器を なれ友よりて善人とも惡人とも成るに每こゝろ

善惡之友實哉

是以國を治守護者賢人

愛〳〵民國守護之賢人

中侍也欲知賢人之由

好佞人之由

欲知賢人者見之

貪國司者佞人を好之由申傳也君の心を知と欲者其君の愛する輩を見伺知こと有者誠に其恥を知可也已に勝友を好我に劣明を好不者善人

君有何親疎誠可知
其恥之好佞己友不好劣
我明者善人賢也但彩
云迎強勿撰擇人是不可
先意友謂也

治國者護とは正しく國を治るの護を云字護も國司も國形ををさむるつかさ元君のんを
ちゝんと思心に考に元君の愛する人物を見て
ちゝ〜ちゝるとあるバ考る者れべきこと人を
撰て友とするハ善けれども人えらゝを為ふる
ていふ用の人撰らて者善くあることゆ多よしさる

の賢心也但斯云迎強人を撰捨こと勿是惡友を愛可不謂也

一國一郡を守身に限不衆人愛敬無して諸道成就し難第一武士之家に生合戦を嫌

者心法て要元友を愛せざれバ自我と惡人も善人となるべきこと

不限守一國一形才芸流
人愛敬諸道雖成就第一
生武士之家嫌合戦不凡
無侍之法被通人由名將多
法誠至也

國形のる護の護のくにあらバ法士とても彼人の愛敬をるにわるざれバ法のたゝ〜のひゞくしゝ弟生
世も遂ゞるしゝと名ねい古の義教正成の強て
云なるべし

心懸不侍者人ふ嫌被由名将多誡置被也

先我心之善悪を知可者貴賤羣集して來則善と思可招と雖諸人疎出入輩無い則己が心の行正

先可紀我心之善悪を共術釋集来則て思者雖招諸人疎出入輩之行ふ心

おのれ正しけれバ人も同来れども邪ましくなるべし

乍去門前市二種て乍市を爲ふ二種之有可無理非道之君ふも一旦恐又臣下無道ふ而民を貪謀略之輩邪を中時者歎悲族愁眉を

去門前市二種て乍市を爲ふ二種之有可無理非道之君ふも一旦恐又臣下無道ふ而民を貪謀略之輩邪中時者歎悲族愁眉有之者撞門如邪境能く分別紀臣下猥他古人を金云て致憲法沙汰

人の出入多きい好べきとあれ共去ながらつねに石と なし雖集るふ二種あるべし無理非道の君と悪しきとも撞成ふ大勢入来ることもあるべし又ハ臣下の悪あるひい臣下に民を貪る謀略の輩あるて此の

ことく紀中さんと紀れらのあふ雖悪やうら悪の眉ふ中抜んと撞柄の新ふ之者邪人とする山邪ふい人

申披爲權門
小立寄を有
斯如境能々
分別して臣
下の猥を糺
古人之金言
小任憲法の
沙汰致可

主君爲人者
大形日月の
草木國土を
照ぬ小如

為主君人者大形日月如
照草木國土遍者又外振
山海遥隔之被官小為憲法
廻為無忠罰遠為無隨之人
可使可

近習又外様
山海遥隔被
官等に至ま
で晝夜慈悲
忠罰の遠慮
を廻其人小
隨て之を召
使可

諸士之頭と
爲習惠才覺
無由斷令則
上下の輩に

山と海と隔るゝ遠慮を及ぶし
慮を廻し召使ゝとなり

為諸士之頭者智恵才覺
令由斷則上下輩違批判
可為仏佛為救衆生如
演諸法涅槃
武士道

仏い釋迦如來衆生をすくはんと諸の法を演るい毒蛇阿含法華般若涅槃実の經を説くの頃法に

批判を請を之多可唯佛の衆生を救ん爲諸法を演如心緒紙碎文武兩道を捨可不

治國仁義禮智信一闕可危以乃罪人之恨
擯死罪令死罪令歎深
統之因果不可通其科第
一忠不忠能分別賞罰有
賞罰可事專要也

仁義いつくしみ　禮とは系図　智とは祖
を知く　信とは己を謙人を

心を傳ん　びめ一ちゃい　擯ん　緒とあり　紙るべくそうべ

敬ふ者　以光明を以　いよ　のはつ天の　徳とうけて人　伝に　政乃ある　もれば死　いくぐ　恨無非義を
構死罪令則其歎深然者
内果其科を通可不第一
忠不忠能分別而賞罰有
可事專要也

無益之働私用を構う馬之道無器用而人數を扶

無益之働擯私用弓馬之道也器用而不扶持人數
之輩宛行不領公論哉

流庵花美を　益の働を　扶持を　流庵花美を　家居の

持不之輩に所領を宛行詮無哉

諸家之人先規自知行分相違無と雖其時の主人の心持ハ依威勢を振廻を多少也

既に合戰の道を知須家に生來所領を徒兵上を持不天下の嘲を耻不儀偏に山惜かる可次第也仍壁書件の如

永享元年九月十六日

諸家之人自先規知行分違無時依主人心持振威勢多少也

大下に立ちて武家いすれ共ようの絵る知行の増減あり新ども主の心がけ悪れば家名おとろへ人小ふるひ意地をとどめ下に屈伏まるを云

既生來須知合戰道家使不領不持兵士不恥乙下

に生來所領を徒兵上を持不天下の嘲を耻不儀偏に山惜かる可次第也仍壁書件の如

永享元年九月十六日

仍儀偏可ハ惜次第也仍壁書如件

抜いむかしくまるを武士として武道の業成ぶを絵る和の取絵をとりくる家の業花をふ[illegible]

なるゝん考しのんがけにまること[illegible]壁也仍の時君恩を報る[illegible]

四壁に絵画て和ゆるみゝくそるべきこと件

とい書物の一件二件ふいく件ふも書て色ごとし

云〻〻一件とハいもまきとゝ[illegible]人と年の大小を[illegible]

ゝると云ハい解云〻〻ぶんハぶりゝ如系しとゝ[illegible]

永享元年九月十六日

人王百三代後花園院の年号ゝ己酉にあ[illegible]

初登山手習教訓書

右大躰者合戰出立に異不其故如何初心之兒童登山之時者武士之戰場に向如

初登山手習教訓書

いろはを習ふに登山を子を書子と出されを初て登山せしいまを習の子を入と云ごとし

初入のゝとべに教る書といふこと

右大躰ハ合戰出立

其故如何初心之兒童

山之時ハ如武士之戰

場

右大躰の大躰ハ軍ハ打立ごとし其故如何とハ初て登山する者ハ武士戰の場ハ如ごとし

者寺院の伽藍を一般之今も四鄙々村ゝ小寺ハ寺に宮り稲荷丸等根の分遠に後ひしごとし戰ふる寺に宮り稲荷丸等根の分遠に後ひしごとし

師匠者大將軍也硯墨紙等者武具之類如也卓机者城郭の如筆者打物太刀長刀如也文字一々書浮習覺事譬

師匠ハ大將軍也硯墨紙

等ハ武具之類也卓机

ハ城郭の如筆ハ打物太

刀長刀ハ

文房の具をそれくに譬ふ

文字一〻書浮習覺事譬

武士壹人而大勢楯籠城郭ふ忍入大敵を亡若猶以一大事也

然名譽於天下に顯他の所領を知行し一身を立のえに非從類眷屬を扶持する事弓箭高名末代之面目也

又手習學問之少人手本者必敵ふ向ふ者必敵ふ向ふ者ふ如也打物之筆を以文字一々勢力を勵現當之面目也

世本に強弱と為いとの上の白を更さいあれども云ふ弱ふしばしば和に亜ていい義通じ〻さし〻紙と云ふ通せり大敵を亡ぶし墨を天下に強し他の知行を已が知行とあし才一多を立るのこの後若眷屬を扶持するこうに扶持するあれば全く弓箭の高名末代までの面目といふものこ

又手習學問ふ少人手本
亡必敵ふ向者ふ打物之
筆を以文字一々勢力
を勵現當ふ面目也

所領を習取知行可也才智藝能人ふ勝者諸人之を貴賞歟も金銀米錢頗不而藏ふ滿七珍萬寶貯不而意に任者也

若又疎學不用之輩に於

恥辱許恥辱腐師匠又父母之名を腐年闌老來後悔千萬也

幼稚之時師命に隨不親の仰を恐不未練第一而逃下一寺を逃下一字一文登登山

智藝能人を法人を尊賞歟金銀米錢不顧而滿蔵七珍萬寶ふ貯而意に任

若又疎學不用の輩を

恥辱許恥辱腐師匠又母し名を年闌老來後悔千萬也

學問も疎く不用の人い誰も恥ぢ恥めこと師匠父母を辱し免れのも老後の悔なり腐といはるる腐ハくさると積蓄一谷の腐と云

幼稚し時不隨師命不親親仰未練第一而逃下寺

不學一字一文登登山

宇一文を學不譬寶の山に登空金玉を得不如藝能無故毎座赤面至極之才智無故所々ふ於萬人之誹謗と受者也

将又敵陣ふ向武士臆病

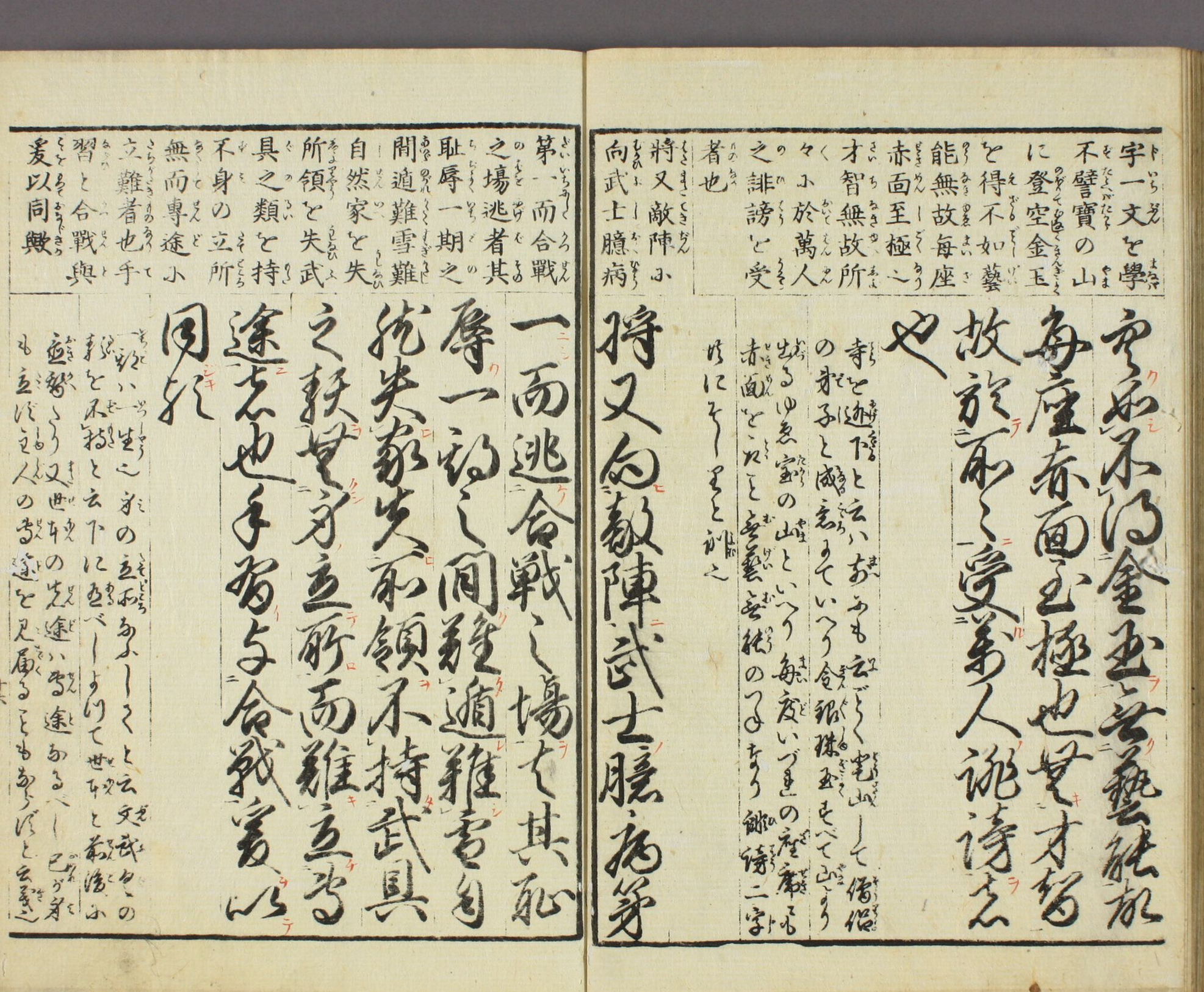

寺を通ると云ハあるも云ごとく宝山して俗俗の子子と成云ていへう金銀珠玉をべて出ようる出るゆゑ宝の山といへう毎度いづ度の座席ともに赤面とこれと恥にそ〻と解之

毎座赤面至極也才智無故所々受萬人誹謗云

故於不如藝能無

也

将又敵陣武士臆病者

第一而合戰之場逃者其恥辱一期之間遁難雪難自然家を失所領を失武具之類を持不身の立所無而專途ふ立難者也乎習と合戰與爰以同歟

一而逃合戰之場と其恥辱一期之間遁難雪難自然家失所領不持武具之類也所而難立所遠之也乎習と合戰與

同歟

「敵に背を向ハ生涯の立所なしと云文武共この事を不知と云下に恥べしよりて世中と義法ふ遁難ふう又世中の先途いふ途あるべし己が身も立ぬ立人の教途を見届ることもあらばと云義之」

故ふ初學初心之兒童等先此理を專ふし萬事を拋て手習學問を勵可者也抑才智藝能有文武二道ふ達者名を天下ふ揚德を四海に顯上古末代名人之聞有可大略此趣を以心有之少人者諸道藝能を嗜可者也仍而教訓書件の如

世本乃統百と實ハと日言の御て童云〳〵統百
二字又諸人先途と迄方紀方白つ紀す〳〵統百
の二字もけづり去べ〳〵諸人々

故初學初心之兒童等先
此理拋萬事勵手習
學問者抑才智藝能
達文武二道者揚名天下
彩德四海可上古末代
名人聞大畏乃氏族有人

之少人者諸道藝能
者也仍而教訓書如件

四海とハ日方の海まて國の果まで也と云ふ上古
末代ハ古今名人のけ〳〵あらんと

腰越状

源義経恐乍申上意趣者

腰越状

伊豫の守源義経謹て幼名牛若丸と云る孰
義朝の九男右馬頭長して九郎冠者と称し
兄弟朝々の代官として木曽義仲を討
小乱妨をなすを討亡ぶし平家を西海に
攻亡ぶしより下りぬに後者ある
此兄弟の間を隔るゆえ朝々頼ひのひ
さしも大功を立し義経を拒て謙倉へ入
のいざるふぞ兄弟の対面さへ叶ひ相州
縅紙すて疑なく後者の和るさる
むゆ謙倉の執事因幡守大江の廣元を
頼さ詠へゆえ此ある武蔵坊辨慶が書
変といふ

源義経恐中上意趣者

御代官其一

小撰被

勅宣の御使と為

被撰御代官其一

朝々の代官其一

朝々の内名代代友といふ蒲冠者範頼も頼
朝々の内弟義経よりは兄そは代友として大
を命ぜらるれは義経第一なる意を云

為勅宣御使

言倉院治承四年八月に文覚上人を平家退
討の院宣を頂戴し朝々使の夏目に義経場
攻入く平家を退落し軍威ふ傍て横ひす
東国木曽義仲も伊州ふ兵を挙くも京ふ
加範朝義経二人数万騎を率し朝々の代友
とく義仲を河州粟津ふ京に討亡て勅命宣

朝敵を傾

累代弓箭の藝を顯

會稽の恥辱を雪

旬の遐討使ら

傾朝敵

本朝と平氏とをいへり

累代弓箭藝

累代ハ先祖ノ孫王経基公ノ多田の満仲源の頼光ノ伝ハ幡ヶ郎義家ノ六條判官為義左典厩義朝と数代弓箭を執て芸あるを芸と云先祖の武名を落さるを大功と云累ハ重ねと訓代と

とよふ国し

雪會稽恥辱

忠賞行被可所思の外虎口の讒言ハ依莫太の勲功と黙止被

りうこしのむかし呉王夫差と云君越王句踐を擒會稽山に攜しむ恥辱を雪ぐ諫にしたがく越王ハ呉王の糞を嘗て呉王感して越王を放ちて国に帰しかく大丈夫とほめて呉と亡ぶせり糞とふめそは糞ぶうしと云て秋しの糞雪の字を用とや毛を伝えく會稽の恥を雪ぐと云なり義朝ハ源ノ朝臣平家ハ桓武ノ天皇ノ末裔なり厚と書しと

可被忠賞所思外依虎口讒言ハ莫太勲功

右ハ忠賞こそ宛るべきを讒言ハ虎口を開く人を噛ふ比梶原平二景時ハ虎口を開くと云を撮るとう莫大の勲功を虎口をくしのみとる黙ハだまる止ハとどむ三字ともとす

義經犯を無して咎を蒙功有誤無と雖御勘氣を蒙之間

空紅涙に沈

倩事意を案ずるに良藥

と仰せ奥太二郎ひろくあわひたりと仰

義經犯咎雖有功誤蒙御勘氣之間

咎を犯しなくして功ありしに御勘氣を蒙るゆへ云と勘責と勘氣と

もに云是日本國の詞にて不興を蒙る事を謂

成敗と考へ責之とぞ

空沈紅涙

紅血をそそぐ体也

倩案事意良藥苦口忠言

口に苦忠言耳ふ逆先言也

逆耳先云

案ずるに軍の延引に逆櫓を立し梶原が

奢を蒙るい後者の由を云とつくく事の意を

奢ドゝるに軍の延引に逆櫓を立し梶原が

奢の由をぶる和を義經大ゐとして下知しも

もべく若のいる結利を祝ゝふ梶原がのれが淵を

ぐう我云につのるい良薬い病ふ功あれ口に苦く

忠臣の言ハ國家ふ益あれ之そ耳に逆ふと云奥

の云ふ云重れしるぞ

茲に因

讒者之實否を糺被不鎌

因茲

後者の加ふよろこと

不糺讒者之實否而

倉中へ入被不之間素意を述を能不

入孫倉中之同不能述素意

徒に數日を送此時に當て永恩顔を拜し奉不骨肉同胞之儀已ふ絶宿運の極所歟

徒送數日當時永不拜恩顔

骨肉同胞之儀已絶宿運

極不欲

兄弟ひとしく父母の骨肉とつちられば親さきと上をべきように同胞と母の胎内にやどり胞衣とひとしくなる仏に字つけ兄弟とし義とと云ひ時すでに兄弟ともに絶人とすべ天運尽きて

に極まるりと欲く云宿運といへ天数運命なく云ふ母しく運いめぐる吉凶吉悪人の上に運ありること天の運ぞ宿ハ宿世と云て此世に宿るなどを云按るに極ハ尽る義絶の三男と九男みそ々の母ハ尾州熱田大宮司季範の女義經の母ハ常盤なれとも同胞書しハ唯兄弟のちぎりを云

将又先世之業因感ぞ

将又先世之業因所感歟

所歎

悲哉此條古亡父尊靈再誕之緣ハ非ハ誰人ヶ愚意の悲歎を申披ん何の輩ヶ哀憐を垂ん哉

事新中狀述懷ハ似

佛の教に先の世に作りし罪業滅せずしてこの世に報来る其因果今感ずる所なり佛法に十二の因縁を説てあり

悲哉此條古亡父尊靈

再誕之緣誰人申披哉

慈歎何輩垂哀憐哉

今我方ハ家の一系ハ古亡父義朝の靈再誕生し給ふ縁ふもあらばハ爲の悲歎く我を見給ふ

の家にやてハ義朝披んとハ雖るべし仏の御ま

今我心中を哀男ひ憐と垂て給らんや

事新中狀述懷義經

似

と雖義經身體髮膚於父母に受

幾時節を經不古頭の殿御他界之間孤と爲て

受身髮膚於父母

身髮髮膚を父母より受て毀傷さるハ孝の始めと孝經ハ出しる句をとりて ハは誕生ける といふ

不經幾時節

界之間

半若丸平治元年誕生し翌年正月二日父義朝尾張国野間内海長田が謀に殺る

いくばくの時節を經ずして云所の厨

ハ之をべく大夫ふ智厨之化男ハ佛法ハ此界

を去て極楽天堂ハ生ト他の界に生ずる之

為孤

母の懐中ニ抱被大和國宇多郡龍門の牧ニ趣従以来一日片時も安堵之思に任不甲斐無存命と雖

被抱母懐中従趣大和國宇多郡龍門牧以来

一日片時不任安堵之思雖甲斐無存命

幼少して父を亡ふを孤と云牛若丸三歳にて二歳

母常盤牛若を懐に入さ乙のよく親族をたのみ和州にのがれ隠しが後に平家より尋出されて西八条に引出しが清盛常盤が艶色あるに迷ひ妻となし牛若を助命して鞍馬へ登せられしく

平家より義朝の余類を尋さがさるゝを恐れて片時も安堵の思なく生たる心もなくながらへしと今生

京都之經廻難治之間諸國流行令在々所々小身を隠邊土遠國に栖し

京都之經廻難治之間諸國流行令在々所々隠身栖邊土遠國

うろうろと經めぐるを云

世の中騒しければ京に經廻り難きゆへ和州にも住ゐがたく諸國へ流浪し在々所々へ身を隠し古々と遠く離れし辺土に栖んで

牛若丸七歳よりして鞍馬寺に入東光坊阿闍梨の弟子となり幼少なれども

亡父の後世をも弔はんと經を讀誦せしめ手習の間には奥院に入り

畜生木の根岩角のきらひなく太刀打の修行の切瑳琢磨の功をつみて此寺を去て

土民百姓等に服仕被

然に幸慶忽純熟而平家の一族を追討の為上洛令

手合に先木曾義仲を誅戮而後

奥州ふ隠れ住せう

土民百姓等服仕

辺鄙にかくれ住ハ誰の極き者ぞ月ふるぬかの平

と男ひ給ふ新水の月代つくもむるのこと

幸慶忽純熟而為追討

平家一族令上洛

幸慶純熟とハ人の世にある程去て福寿ハ天にそ

ゝ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

て上洛ふ

ゝ平家追討の宣旨を蒙りて世を亡せ

ゝふ事の亡る時ふあひ

手合先誅戮木曾義仲而

元暦元年紀州義経の命ぶ万騎を率ゐ攻上

ら義仲平家を追討ふ家ふ至り法勝寺ふ陣

然勢を防くといへとも義経の謀略に欺られ家と

家ふ州粟津ふ滅亡ス

為責傾平氏或時城ゝ巖

石駿馬為敵不顧之命

義経ことけうき巖石そたゝてる山ともるとすゝめ

我ハ命をすて我人いの若勝敗ハ攻入ゝ平家

を西海に追落ふ

平氏を責傾

ふ為或時ハ

峨々ゝる巖

石駿馬に策

て敵の為ニ

命せんとを

顧不

或時ハ漫々

ゝる大海風

或時漫ゝ大海濃風波ゝ

破之難を凌身を海底ふ沈んことを痛不骸を於鯨鯢之腮ふ縣

之加甲冑を枕と爲弓箭を業と爲

本意併ビ魂の鬱憤と休奉んと欲之外他事無

剌義經五位の尉に補任被之條當家之面目希代之重職何事ハ之ふ加

種不痛沈身於海底怒鯨於鯨鯢之腮

加之甲冑爲枕弓箭爲業

本意併欲休亡魂鬱憤之外他事無

合戦を重ねて一生涯を経ず古敵の軍勢ふ害せらるるの歎き無し

き憤を休めんと欲ふ天を戴ざる仇に報るの外なし生涯の望を絶し官を辞せん

欲ふの軍にあらず忠孝の我ぞとぞ

剌義經法補任五位尉之職何加之

條當家之面目希代之重

然と雖今悲深歎切也茲に因諸寺諸社牛王寶印の裡と以野心を排不之旨日本六十餘州大小之神祇冥道と

請驚奉數通之起請文と書進と雖猶以御宥免無夫我國者神國也神ハ非禮と稟ゑハ不憑所ハ

とい[illegible]そのうへ[illegible]と云[illegible]尉ハ官之撿[illegible]使ふ信[illegible]伊[illegible]の面目かく[illegible]と[illegible]ふかべき

雖然今悲深歎切也因茲以諸寺諸社牛王寶印裡不排野心之旨奉請驚日本六十餘州大小之神祇冥道書進數通之紀請文

上の文をうけ[illegible]経の文は[illegible]の[illegible]牛王の裡に[illegible]数通にあらず[illegible]牛王の印をいへり[illegible]

[illegible]と[illegible]て[illegible]に山[illegible]よんをてついふ[illegible]を[illegible]逃る[illegible]諸[illegible]の[illegible]を[illegible]のんと云[illegible]

[illegible]の[illegible]文ふ日本牛王中大小の神祇の[illegible]を[illegible]と云[illegible]神[illegible]を勧請[illegible]を云神ハ[illegible]

あまつ[illegible]祇ハ[illegible]と[illegible]冥[illegible]とハ神佛の[illegible]凡[illegible]の及ハ[illegible]ざる[illegible]を云

猶以御宥免文我國ハ神國ふ稟非禮不憑

[illegible]仏[illegible]仰[illegible]度[illegible]

他ハ非偏に
貴殿廣太之
御慈悲を仰

便宜を伺高
聞に達令秘
計を廻被誤
無旨を優し
芳免に預ハ
積善の餘慶

家門ハ及榮
花を於永子
孫に傳ん

仍日來の愁
眉を開一期
の安寧を得

慈悲

我国ハ天神七代地神五代ようやく世を根と
さ法神ましまして諸神も仏の形迹神の垂を稟
あハれされば紀伝文の詞も見ひろし上憲
思ハ偏に因幡ち廣ちの慈悲をうれ拝感して
ゐれとなり

便宜令達高聞被廻秘計優誤旨芳免積善餘慶及家門傳榮花於永子孫

仮若うん苦を因幡ち国情ちの私斗ニ丈を以ク義経ハ誤ル
悔うて動乱苦免のよハ苦を積の餘の慶因幡ち
の家門ハまでおよひ榮花を永く大江姓の子孫
孫くに伝えん〻積善の家ニハ必餘慶あるを
易経ハ出ふる句とかゝる

仍因日来愁眉ニ一期安寧

仍我も年来の愁の眉を開き一期を安寧とおくる
ふをハ〻〻一生ハ一期と按るに年来と一期と
対句ハ〻〻文あれハ義経朝臣の代官ハ〻〻平家
討西海に鏖せ〻〻ハ文治元年二月ニ壇ノ浦
祝子を斬て十月朝臣義経ハ〻〻土佐坊昌俊を使ハ〻〻
義経ハ討ハ〻〻ハ兄弟不和の罪年来のことハ

書紙ハ盡不
併省略令畢
諸事御賢察
を仰恐惶謹
言

文治元年六
月五日
源義經

進上
因幡守殿

世年に年来とあいなるみや年来を日来に仮へし
獨絨状含妖ふどとある元書ふもうしられば近来世
来しる後世の偽作ものとも思られ仮物ハ要しく沙
届ざる後人ハ紙いとく謬ちるべし

不審書紙併ニ省略ニ者器量ニ法
乃仰賢察恐惶謹言

文書紙面にをされねバ偽ても有時の意ハ
賢さ意をかつく察しまるれと

文治元年六月日源義經

世年に元暦元年とあり元暦元甲辰八十二代
後鳥羽院の年号ハ正月改仲を亡
ぼし二月摂州一の谷ハ平家を追落せり翌
年乙巳改元ありて文治元とあるハ年三月擅浦

合戦年表ハ亡ぶ駆らくハ文治元年に改元
ぶるとハ時とあるべし

進上 因幡守殿

因幡守殿

因幡守大江廣元ハ人皇八十代平城天皇第
二の皇子阿保親王より出く中納言匡房より
四代孫大膳大夫廣元ハ文治元年天下政治の師範と
して初軍四代天下の政務を政所別当入道
覚阿と法名し嘉禄二年六月年に行年八十三
嵯寛仁の長者と云ふ

義經含狀

謹白抑義經
末期賤も清
和之臺を出
多田の滿仲
の家を繼自

義經含狀

抑朝々の艱ひ解ざるゆゑ義經文治二年
の比奥州の秀衡を賴まれて下り秀衡
君のこゝろに相違なく數書を下し義經を
討しめんの時秀衡に病に卒し其子泰衡
兄弟つゐに義經を衣川の館に圍て義經自
害しぬ前史檢におよびていはん含狀あり
孫會に遠ゆとて

謹白抑義經末期賤出清
和之臺多田滿仲家
繼父清盛ハ
隔被

以來

末孫もといへ衣川の館に圍まれ自害のさまこそ
淸和天皇第六の皇子貞純親王のしゝ經基王始
て源の姓を賜るこれ淸和源氏ともいひ外宇多
村上淸慎ホの源氏もあれども爲別之並ゝ公
卿を累祖する因て經基の嫡子多田滿仲
祖先に傳へ嫡子の家ハ祖父光仁孫祖父
と養子とし次ぎ嫡家として祖義家
とお讓られバ淸和の嫡流なれども庶流と
されバ淸和の嫡流をいそんとて多田の滿仲の家を
と書しあり

清盛又清盛

義經の母常盤平相國清盛公の妻なるゆゑ義經又
と云しあり

邊土遠國を
栖と爲土民
百姓等に服
仕被

為栖遠土遠國被服仕

民百姓等

然と雖當家
之御運を開
勅宣之一ふ

雖然當家之御運を開勅宣之一

於撰被

或時ハ野ふ
臥山に伏又

或時野ふ臥山に伏又

或時ハ漫々
海上風波之
難を凌

海上漫風波之難

敵徒の首を
切鯨鯢之聰
に曝

切敵徒首曝鯨鯢之聰

三年三月ふ
責靡其耳に
非大臣殿父
子を生捕京
鎌倉を渡

責靡三年三月ふ其耳

捕大臣殿父子渡京鎌倉

治承四年子の八月頼朝公陸宣を発し
義兵を揚られ
寿永元年
寅
元暦を絶
て之年三月之大
治元年己巳三月櫓の浦の戦ふ
大臣殿父子ハ捕一位内大臣平

二十

源氏會稽の
耻辱を雪と
雖
梶原が讒言
に依空莫太
勲功を黙止
被親兄弟僃
侍壹人に思
召替被を唯
是不運と存

宗盛ハ平家の子右大將の三位の侍從平の清宗と云 壇の浦の軍に入水せられしを生捕鎌倉へ
を引渡し近江の篠原の宿にて誅し清宗も同
其首まで京へ渡せられたり

雖雪源氏會稽恥辱

會稽の故事ハ前に委しく出たり

依梶原讒言空莫太勲功被黙止親兄弟被思召替侍壹人唯是不運存將又似感前世業因

將又前世の
業因を感ぞ
るに似らり

御願梶原父
子之頸を切
義經に於手
向被者今生
後世之恨有
可不

頼朝ハ義經の宥しを被申けれど兄弟なるにいゝ引出
の隔てこそ梶原壱人が思召ところぞ義經の
不運之又前の世よ作し罪業の因縁を今更感じ
生させるやうもあらざんがかる報もありとぞ
觸此に先世の業因と云よ同じ

御願切梶原父子之頸被手向於義經者今生後世之恨不可有

梶原平三景時ハ鎌倉の権五郎景政の末孫平家の侍なりし頼朝の義兵の旗挙石橋山
の合戦に小勢にて軍し伏木の虚洞に隠れ有る時二人
とりぶれて頼朝を助けしより頼朝寵愛の一人の臣となり

萬端多と雖
筆紙ふ盡難
恐惶敬白
文治五年閏
四月廿八日
義經

進上
源右兵衛佐殿

弟張雅楽雅楽紙を
敬白
文治五年閏四月廿八日 義經

元暦元年四月の頃に、義経自害い
海四月廿八日の書面に、義経奥州
たる又一説に義経奥州

自害と叡聞し、武者をいしゝ寅に渡り
義経大明神と崇め奉り、毎年に渡り
あり云々 辨慶を人使ひ云々

進上 源右兵衛佐殿

平治元年、義経右兵衛佐に任ず、永暦元年、保元の
國ふ流され、し時、二位大納言に成り、文治元
年、義経追捕使と成り

西塔の武蔵坊辨慶最期書捨之一通

抑若年之時身を雲州鰐淵山に寄

西塔武蔵坊辨慶最期書捨之一通

辨慶の父祖いづれの書にも詳なる若年の時出雲國鰐淵寺播磨国書写山に在て書を修学す後年比叡山の西塔に登て武蔵坊と称し学問して識智力無双あり

義経に随ひて軍忠を尽し文治五年義経自害の時奥州衣川に戰死しぬ

抑若年之時雲州鰐淵山に寄

童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字を試

況髮髮剃除するの頃ハ至偏ハ眞言不思議の窓ハ向てハ轉

不怠粗試阿吽之二字

凡ハ阿字を一切書ぬの母として

幼少の時ハ阿字を

云語ハ墨の用をふくみ美しの秘奥ハ阿字に要用る

阿字を訓るハ識の観法ハ同じ吽ハ

阿字を訓るハ陽の理合こてふまる乾坤の窓の西ハ陽の ふるを阿字の二字を試とぞ

況髮髮剃除するの頃ハ至偏ハ眞言不思議の窓ハ向てハ轉

顯密之秘法を極

入定座禪の床に於ていい倩金胎兩部

於入定座禪床倩探金胎
兩部之奥義

之奥藏を探

大日不二之法尤以太切也

大日不二之法尤以太切也

なを觀ぜんあるを禪の意味をふまえて金剛胎藏兩界の奥義深密の変を考へ以ふまえて探といふる紙探といふる切磨もすること

金剛界の大日如來胎藏界の大日如來を禪合剛ハ佛智ようる性胎藏ハ慈悲ようる欲ふるされ共ともに毘盧遮那の智ようを大日不二と云金胎の二つ又阿吽之陰陽之形正二つ為ハ仏智に化せられ形を変じ一ともせバ一つ不二ハふるふるのみならずるしやう天然ふ元ハ離譲をれバ隙遍凡の事之されバ毘盧遮那ハ日の別名之ようく大日如來と云ふ不二廣大の意味りとも必ず大切

我母之胎内を出自以来禁戒を犯不全五常之道を護現當二世の本懷を達せんと欲之處先世之宿縁遁難而今將に果者歟

我自出母之胎内以来不犯禁戒全護五常之道欲達現當二世本懷之處先世之宿縁遁難而今將果者歟

禁戒ハ國の掟を云仁義礼智信の五つハ人の人たる所なり人にして此五つを失ハ人たるかひなし

現世未来を二世と云現世ハ生死ハ去未来ハ生二世ハ去未来ハ仏の所に身を傾ケ色去の罪を滅し世世安くして未来を思ひらんと思ひしかの世の宿業あさまを因縁のがれがたく今やかうれ懐を果をべき時なれ来せしとなり一説ハ禁戒ハ美云宗のいましめと云

又通ス

源氏の総領征夷大將軍の末子牛若御曹子賢仁義相也

源氏の総領征夷大將軍末子牛若御曹子賢仁義相

源氏の惣領と書しは義朝ハ六條判官為義の惣領伝夷ハえびすとよむと訓をべくそむ

都五條の橋に寄夜行の惡黨を亡さんが爲辻斬之風聞之を承貳廻弓馬

寄都五條橋為亡魂之惡黨辻斬之風聞承貳廻
生弓馬家紀勝負ら思既
早速入洛千橋致橋邊

の家に生勝負之思を起既に早速入洛致橋の邊に千夜前從五更の天ふ及

差合浮船浦の浪飛龍臥龍の影の手拙者嗜の本手者虎亂清

眼入隱顯籠手雛手開手十文字蟷螂が斧とう哉終に追伏被君臣三世の契約を爲畢

開手十文字蟷螂斧哉終に追伏為君臣三世の契約

今浦の濱い半ばの太刀爲法ゑ濱に浦濱の浮べる舟のおにまゐせて慶らざるごとく浦濱にうせていまるごくらに生バ町こに生を云花乃事のまやくしくさんさめうぬるぶこくく又所為の雜芸い大雜力を打振く庫の武生くまふごくく又ハ清眼かつけ入あるひい濱と云を為弱とすこ勢ら義手雛手ハ長刀の手紙をしく我ゑ為を云蟷蟷斧をふ仏く立車を慶んとるるハおのれが為を為らざるたとくを牛あ九に及ぶこを

爾自以來師傅奉仍副將軍と號ス關西三拾三箇國を宛行被雖大將の不運歟一日片時所知の本意を遂不萬

ついにおしこせらるを義に於て初く君臣の約を二世君臣い三世のちゑうと說うしく君臣と云を生ゑ死変を代三世が百い緣ゑ

自爾以來師傅仍号副將軍雖宛行関西三拾三箇國大將不運歟一日片時ふ遂不知本意

播磨民部侯

太子宮子ふい師あり傅あるて君の御ふ傅り他の欠るを補け等く法侯もく去う愛ふ百雜芸を

民の鬱憤を
播こと無

動平家を追
討の爲數萬
の軍兵を卒
し所々の城
郭發向之刻
屑に非ども
某又供奉仕

法師とともに半弱を扶け仕へ給ふを云敵城にむかひて合戰しける時は雜兵
大ねぎ軍ふれで義經酌ねぎ軍と号ぶ酌ハそく〳〵敵
相模東にまさしませば義經関西を宛ぶるい。。。
江州逢坂の関をすゑくまもりを関東
西を関西と
奥をの外を
ふて一日も安堵しぬべき民驚くこと
播ることなし播いまく又ゆどこぶく又ふのぶこしべし
平家味の敵城にむかひて合戰しける時は雜兵

動為追討平家軍數万騎
兵所〻城郭發向之刻
屑亦又供奉仕

夏ハ炎天を
凌冬ハ雪霜
を戴陸に在
則魚鱗鶴翼
の陣を張張
良が智略を
作物冷矢倉
の上に月を
眺夜を明

西海に赴則
夜ハ千尋の

夏凌炎天戴雪霜在陸
列張魚鱗鶴翼陣作良
智略物冷矢倉上眺月
夜

陸地の軍に敵対するを云魚鱗の陣ハ魚鱗
のごとく鶴翼の陣ハ左右につくを云張良ハ
布の名なり良字ハ房漢の高祖の軍師ト
しく智略謀計双ものふ七書乃三略ハ七書の
物ひさき秋の月ハ秋の月を云冷矢倉ハ矢倉
をこやうて月を眺ぶる也

赴西海夜千尋海底

波底ふ鈿を懸船を繁畫
八汀に推寄
終日樊噲が
勇を爲古武
王蓬萊野之
軍再來もる
者歟

鈿船を推寄汀終日為樊噲勇武王蓬萊野之軍再來者乎

世年八四海と書り四海八四方の海なり四方のこと
にゝ西海ふ改むべし四海そして海軍とさ西とを云
豫州八爲こ平家を攻んと艦を荒波を乎切
てあるひハ紅を繁紀又ハ汀に打より我を乎ん樊噲
敵の言祖の后呂后の妹婿る祖後れの后こゝ武勇
別色双ふ侍つの舍に門圍を排破楚の項羽の猛
威を挫くる英雄の人の侯を舍し
殷の付王を討亡せ蓬萊野の軍再び出来る

已凶徒を責
伏もに至ハ
本意を達せ
んと欲る之
處梶原逆擔
之遺恨に依
讒者意勒而
偽又實と爲

已至責伏凶徒欲達本意處梶原逆擔之遺恨依讒者意勒而偽又為實

凶徒ハ平都と平氏悪く滅亡ふ及べバ今ぞ本意
を達し実西の民と安んぞきの所梶原平三景時
私の恨ふ義経逆仇ありと讒をる由を縁金
屋ふ義経の武器鬼神も敵くべく敵を生し除ん
とをる意あり内ふ兄弟不和となる逆擔をる義経
四国に渡海し一家を討んとて渡海を私出の猫
風ふ水主梶取を出しるるれバ梶原ゲ謀ふ乎
西の兵ハ緣るふ乎れざれバ私の志りへに逆
擔を意を退自在なりしゆんと中義経自て刃の人
も初うり逆べき利意をふし敵よ向んハ武士の本意

御兄弟不和之旨趣琢ども磷不結句

ふあらばと梶原を自宅にまねいて饗応ふあらばとて宴遊して已に幸に及んとせしを法人双方に宥めくるをそなれども義経いろいろの勢みて儀に大風に船を出しし山風にもそうもやと油断せし雲霧の船へ儀ふ押寄くれた平家肝をつぶし侍時ふ級軍せう梶原ちとめ勢ハ遥におられ玉ひう尤海上の暴風に船を走らハ頻る天物の和合云べし兎角恨のもとめなう勢といい華を引切んとまるて折目つけども切まふ所を自由あらん

御兄弟不和の旨趣琢磷結句如雪上加霜誠作

雪上に霜を加如誠に胡越千年の隔を作日往月来と雖更に御赦免無

彌疎遠ふ而拙者迄心を焦骨を削を范蠡二十餘年流浪もる

義経吳れ共を紀き文を乞く中絶ぬく赦しをゆいぶれば恐を琢ども磷ざるごとく絶ちん中ふ文へ和て雪の上に霜をくるくいふく辛さを増よ胡越い えびす遠あれば書伝を絶もるにあるとく千年の隔とくいふもう

胡越千年隔雖日往月来更無赦免

弥疎遠而拙者焦骨削

骨同范蠡二十餘年流浪

此兄弟不和を焦骨を削ん辛苦く遠紀や文辛度も元とくしく焦しく骨を削ごく労もるを越の范蠡が越王句踐に

ふ同

茲に因て都五條油の小路ふ於澁谷と佐入道竊之時者八尺貳分之手來の棒八角に削三十二の疣を落訖

其後我君吉野に閉籠鐵塔踏破の勢異國本朝比類無者歟

中就関東下向之刻文武

逆ひ奚也に因て二十餘年辛苦せしめ玄慈の恥辱を雪といへる所事餘儀なく不足會ばし

因茲於五條油小路澁谷土佐入道竊之時者八尺貳分之手來棒削八角三十二疣訖

文治元年十月朝臣土佐坊昌俊を使し義經を召せうしむ昌俊足あらいされ禮ト犯誅文を書て足ゝ延くこ小城ゝ之ゝ義經の姫河の沖所へ狩ゝ遊びふ出て酒和して人なく義經の妾靜うぐゝしく働紀舞廣が狩の袴も會釋に相く八角しなう疣もうな

落うるを云昌俊が後まで之人も狩ゝ討ゝ也ゝ土佐坊ハゝと澁谷金五九と云しゝ

其後我君吉野閉籠鐵塔踏破勢異國本朝比類者歟

靜會廣ゝ法王小鍋らゝゆゝ義經を捕んと謀るゝの多しゝ和州吉野ふかくれゝ小時京後來て討んとせしゝを鐵塔を踏破く飛出流後をさんゝ討ちゝ逃ゝ也ゝ働紀唐日本ゝも比ゝ紀ゝ也

中就関東下向之刻文武

二道の名將
爲と雖一身
置難時身を
寥名を韜跡
を隱天高と
雖跼地厚と
雖蒐踏不
漸忍通之處
折節關守富
樫ふ奇被而
辨口を叩敵
陣而廻文の

文武二乃名將一身難置
時寥名韜跡隱蒐踏不
漸忍通之處折節關守富
樫ふ奇被而辨口を叩敵陣而探
富樫而叩辨口敵陣而探
當廻文笈ふ不漸探選遂

義經多武蔵伊賀伊勢の國に忍びめくどもくずしくく奥州にくだんと山伏の姿とちう天に皆をうで免地ふぬきはして銀鎖を絶め

笈ふ探當少
も騒不逆に
捧披露を遂
鰐の口を遁
當國ふ下著
ー天命今(子)
期せり

披露遁鰐口下
命期千今

義經をうでめんゐ強金屋の命として西に取こに
新実を屋て改させめ加賀の玉安宅の実に玉て
実ち富樫乃平の武家義經を咎て搦んとに辨慶
辨口を叩く故遁んとせしに負るを改に及
で義經涙て事の退討の宣旨を申下し一味を語
まれ連名の廻文を見給る時辨慶しも緩び
伊勢新熊野の住人と披露ー武き逆に接げ文
を佩に漢変歎ふせるく鰐の口と遁まくる心地
まて当国奥州に天命今の始ふ玉くく時
俱山伏義經武蔵坊亀井六郎重清片岡八郎
伊勢三郎良盛後河次郎清重左近義人恭屋源
八兵衛廣綱備前平四郎氏業熊井太郎重綱

然所秀衡子息三人謀叛に依俄小君臣共に籠鳥の栖を作

尾三郎義久鎌田七郎正包を始十二人と云一書に依てあるせり義經記の説にハ姓名実録と少しく差あり咎ることなかれ

然所依秀衡子息三人謀叛俄君臣共作籠鳥栖

鎮守府将軍陸奥守藤原秀衡と申ハ武蔵守たる田原秀郷七代清衡の孫出羽押領使として威勢奥羽にふるへり義經をかくまひ置る鎌倉殿と争ひ未だ終ざるに秀衡の子息錦戸して義經に忠勤を致さしむ給ふるに太郎西木戸伊達次郎泰衡本吉冠者高衡等義經を討べき宣旨ありて鎌倉殿より御教書を給ハり故俄に心変して衣川の館に押寄囲によりて義經主従俄に籠の鳥のごとく栖をなくし泰衡の弟泉三郎忠衡ハ義經に一味して討死せり

倩事の意を案ずるに四國戦場之雑言者良藥口に苦金言耳に逆者也須申状有と雖倭人道に横更に上聞に能不

倩案事意四國戦場之雑言者良薬苦口金言逆耳者也須雖有申状倭人横道更不能上聞

つくづく此事の意を考見るに平家追討の為四国へ渡りし時渡辺福島にて大風吹出梶原と逆櫓の争ひし雑言より起りといへども是全く良薬病に能あれども口に味て苦く金言ハ身に益あれて耳に聞ときハ心よからざるその意を察すべし此申状あれども倭人遮て上聞に達せざるとなり

私不運の天命也忽感涙
肝に銘ト言語道断高舘
の麓ふ於數日の合戰衣
川千里を赫ふ古烏江
の邊ふ於高祖項羽之軍
豈之に如んや
哉

私不運天命也忽感涙銘
肝云語道断於高舘麓数
日合戰衣川赫千里於古
烏江邊高祖項羽之軍豈
如之哉

雖然と雖貞女
兩夫に見不
賢仁二君ふ
仕不先言堅
固に保託弓
箭の面目此
事歟今日一
命を棄名を
萬天ふ揚譽
を後代に貽

雖然貞女不見夫賢仁
不仕二君先言保堅固託
弓箭面目此事歟今日一
命揚名萬天後代
貽也

畢ふ合戰止時ふく數十度の組打負ぬされば
項羽運尽て烏江の邊ふて高祖の軍と戰ひ
を加く死ぜり此時の軍といへば義經辨慶などの
今の合戰わどみたまりきそ

ふべき云も過も乃ち〳〵うち捨今や一騎の戰を
思ひつめ奥州を指ふ彼の藁に奏聞兄弟と數日れ合戰
衣川血を流し千里を赫くしるハ漢楚の軍も
哀なりきと澤の高祖楚の項羽と天下を

雖然ハ上の通をうけてさハあれとも云ふ〳〵王朝
が貞女毒夫ふまさへ仁の道を引く先哲の云を聖

者也

右之一通明日披見旁御一感に預可者也

文治五年閏四月廿七日

右之一通明日披見旁御一感者也

国にたもち一くびの義を君とたのみてハうあるを例とす〜名成汚さじ是ハ一つ名誉ての面目こそ式事之今日雜慶衣川の一命を捨せ給ふ名ハ末代の天ふあげ武勇の誉を後の代まぐく語ハ名ハ末代の舞の毛端が語ハ二君に事ハ烈女ハ二夫に交ハと云て兼に後ハ自経く死ハとあり

右出拵の一通戦死の後ハ明日披見あらハ幸雜慶が誠忠一くびハ感に預らんものをとく信書有

雜慶ハ岩田入道家同の男にて仁平元年三月八日誕生ハ仏丸と名く叡山に入て一時人鬼若と称ハ西塔に常房あるに推てこれに入雜慶と改名ハ衣川にて戦死と伝ハ実ハ後世ハ変り

〜とあるされハ古書に出ること詳ならず

文治五年閏四月廿七日

舎状ハ年号の称くこれ〜他〜ハ八日ハ七日一日のたがひあり

扨て云雜慶を無ハ伝る何人ハ始〜ハ雜ハ雜ハ雜ハ名の字ハ三ハ弁ハ左右大中小の弁ハ通ハて用る字ハ弁ハ官名の字ハ又慶の字ハ異者キャウて慶賀祥慶年号の祈護系云ハ慶雲に伝る所の小倉百首の恵慶法師ハ門時代の年号天慶雜慶ハ彼の名ハ呉者ハ後ハ人ハ初〜や本者義仲の使ハれ〜大夫房覚明を源義仲ハとよく天台の座首明雲伝記を明雲と源義ハ文覚ハ〜ハ誤来て伝る人ハ〜ハ重て後学の見合と

熊谷状

直實謹言抑今度不慮に此君と參會

熊谷状

熊谷は極武天皇十二代平盛方勅勘を蒙て出家し直貞二男母に依れ武州こゝう城長して熊谷次郎直実と号し大里郡あり熊を射十六歳の時私市一堂の熊野詣と云ふ私の業の熊野詣と云ふ直貞より三代目直実の保元平治合戦十七歳の内の頃源氏傳代の頃丹治姓の板州一の谷の軍に平家の公達敦盛を討て死骸を敵陣に送り一時の状

直實謹言抑今度不慮奉
參會ヶし君若得異王句踐之
戰捭秦皇燕丹之怒欲
決勝負刻

一奉吳王句踐之戰を得秦皇燕丹之怒を捭直に勝負を決せんと欲刻

一の谷合戦の時寄手二位經盛人々の三男従五位下左兵衛尉敦盛父の名代として戦場に臨み熊谷不命を惜を受せんとすると吳王夫差越王句踐と戰て越王を擒ふし會稽山に捕し范蠡が諫にあつて國に放ち帰され遂に吳を伐て一時に亡ぼせり

さて戰のごとくと云ん秦の始皇燕の太子丹とを質に取し小国に臨く父にまさんとを形ひらう始皇白虹烏出ることあり始皇城ゆるし給へさんといへり丹至孝なるを天の霹靂あり白烏出ぬ始皇驚てたゞちに王に問く荊軻秦舞陽と云人の力士を秦に使し謀て始皇を殺さんと事成ば

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲を時を過不

縱直實源氏を背始平家に參と雖彼ハ多勢是ハ無勢也樊噲却養由ゲ藝を慎

あ人敵さる始皇怒て藝を亡ぶ花を引く敵墨を丹に比していへう

俄忘怨敵思速抛武意勇
還奉加守護所後雲霞
大勢襲來為落花之時

越實敵を組ん紀首を搔んと組られバ一子小次郎
重家に云く紀英少年あれバ必ずに怨敵の思を
忘れ武勇をもて久しく思けるとする時後の
山ゝう平山武者所季重をもてめし給を見く雲
霧の大勢越實二人を紀敵を思るやと考ぐ
ゆるを落花を為と書う時を過さるく思け
ゆゝしむる紀をいふ

縱直實源氏抛雖來平
家彼多勢是也樊噲
却養由藝

彼とそ源氏是とい平家こ西家を紀次
小次郎を云ていい西方諸敵となりて
そ勢かしあゝひ越實二人をて平家に語へ
何のあるをあらんそに古は樊噲ハ漢の高祖の
臣下華雄双かさ士ありて今敵ゆゝとくいも
へつく楚の養由基ゲ楊の葉百あの内に射
百ゝび射つて百ゝび射ぬ射藝せゝ紀藝ある人ハ
忘れ慎で如と是ハ同時の人あいありざれども
てあとへて前後のくらものハあらぬ云養
由い遠前そ国の戦越實の臣そ天下無双の射術之

茲ニ直實適生を㊇弓馬の家ニ請謀を洛西に廻怨敵の旗を飜敵を宥んと天下無雙の名を得と雖蚊蛇の聲雷を爲蟐螂集て立車を覆と爲ゞ如

于茲直實適清生於弓馬家廻謀洛西飜怨敵旗宥敵雖得天下無雙名蚊蛇聲爲雷蟐螂集如爲覆立車

洛西いとやとこう西之地寅い東國の人四五洛西の陣に謀畧をめぐらすと云故味方の旗を飜を戦場に敵を宥無雙名とはいひ天下無双の名とはいひるものゝ名あんも故此の旗立て雷の聲に比し蟐螂集て立車を覆さんと寅の雷に比し蟐螂集を立て車を覆さんと

憖に弓を挽矢を放劔を抜楯を築命㊇同方に奪ん與寧名を㊇西海の浪に沈んを自他以家の面目に非哉

中就此君の御疎意仰奉處唯御命を

與憖挽弓放矢抜劔築楯奪命於同方寧沈名於西海浪自他以非家面目哉

憖の働し敵の命を同方へ奪ん為ぐし紀軍に我死し名を西海の浪に沈もてん事家の面目なるべし○此段文雅素連續せざるゞ自化とい我も人もとしてあり

就中君仰此君御疎意變唯下給御命於直實可奉

於直實ふ下給御菩提を吊奉可由頻に仰下被間計不涙を押乍御頸を給畢

恨哉直實此君與惡縁を結奉歟其深を怨敵の害を爲奉

吊菩提由頻被仰下間不計涙押乍御頸給畢

今更哀情切あれば直實に怨敵の思ひをあらはすべきにあらず

ひたすらなれば前世の宿業ふかく因縁あることなりけり

雖然是逆縁に非何ぞ互ふ生死の紲を切て一蓮の身と爲た却順縁に到不哉

然則閑居の地を示宜御菩提吊奉宜者也直實申狀實否後聞

死紲為一蓮身却不到順縁哉

されども逆縁と云べらんにまことに生死流轉乃紲を切て一蓮滅生の身ともならば何ぞ順縁にあらざらん

然則閑居地宜奉吊菩提者也直實申狀實否後聞者也

閑居の地をもとめ一殺業のけ縁をとゝのへ奉らんと
はかりそ直實戰陣より發心しつひふ建久三壬子年

其隱無者歟

十一月廿五日遁世して善法法然上人の弟子となり
生涯を國武州に送る時師の在り方を後にせトノ
うしろめたくるよ奈く未者御尼をもし祇の縁ん
望國と承元二戊辰九月十四日善法まて往生し今武
州大里郡熊谷郷の蓮生山熊谷寺に葬をして
跡をとむ按ずるに熊谷が發心故墓を尋く武
尼を捨しと云い伝之を実に亜実か姉の男久
下按ずに亜光と武州熊谷と久下と郡和堀の幸海
せ[illegible]は亜光ハ梶原にたよりて縁金の首尾を
ゆ急梶原仮状異国貢の計ひあり亜実ハ武尼双方
とゝ[illegible]ども以上解云不明なる生質程那の論乗不
御法と故軍武時ハ亜ハ亜実に宿るゆえ[illegible]
梶原ハ亜光をとらえ[illegible]城のべらるゆいうを我[illegible]
を[illegible]んとえて[illegible]和の西信ハ[illegible]
苦と排ひ急ち[illegible]和より逐電せしが先より入尼
亜実の悔ハ次郎亜実ハ和尼を捨うしと

此趣を以然
可洩不御披
露有可者也
誠恐謹言
寿永三年二
月八日
丹治直實
進上
伊賀平内左
衛門尉殿

亜実ハ中北[illegible]実之や否ハ後の軍へに生涯あらん
と〻熊谷後の熊谷寺ハ作来平比叡墓の碑あれ代
後世のものと考ふ法然上人ハ平綱浄土宗の祖師て
国光東御恵成弘光大師と謂あり

披露
以状可洩不御披露
誠恐謹言
寿永三年二月八日　丹治亜實
安徳帝の年号まて甲辰之七年二月七日敗盛
討八月ハ送る時あり尚年平家一の石に級軍し
後白羽院即位元暦元年とある丹治ハ姓そもと
平氏

進上　伊賀平内左衛門尉殿

經盛返狀

今月七日攝州一谷に於敦盛を討被死骸并遺物を送給畢

華洛故郷を出各西海の波上に漂從

經盛返狀

永萬の文正二位參議經盛々々書を貞萬の男として故入道淨海公の孫之遠藤への返狀なり

今月七日於摂州一谷討敦盛死骸并遺物送給畢

遺物とハのこせしものと例て敦盛をかの胃母衣の

出華洛故郷各遥西海波上漂來運命尽如此

遠藤へ書を送りしなり

遠藤武者盛俊ハ平家の侍大將伊賀平内左衛門

以來運命の盡と始思驚可ふ非

又戰場に臨何二歸とを思ん哉生者必滅ハ穢土の習老少不定ハ常の事也

可驚

平家の古々ハ花洛あり名ハ一つを云ども已に滅て亡ぬ運命の盡るとハ知れども今更驚べきにあらぬ

又臨戰場何二歸とを思ん哉生者必滅穢土習老少不定也

世ハ小戰場上と為の城と譬ゆ上の字術字あり生あるもの必ず滅るハ世のあらひ老ゝとして

穢ふ死せぬ ふ死ゝとてあれも未だ定ておそれ老ゝ

佛教ハ世ハ穢土とてけがらはしき土也未世ハ淨土

然と雖親と爲子と爲を先世の契約淺ゝ不釋尊も御子羅喉羅尊者を悲ん應身權化猶以斯の如況底下白地の凡夫に於を哉

とてさまざまに思といへり

雖然爲親爲子先世契約不淺釋尊御子羅喉羅尊者應身權化猶如斯況於底下白地凡夫哉

親子ハ一世といへども此世に親子となるハ先世の契約淺からぬ因緣あるふこそ稀なる奇遇なりとく中天竺淨飯大王の御子耶輸多羅女を妻とし羅候羅と云ける子ありしに十九歳の二月八日王宮を出妻子を捨て檀特山に籠阿羅仙と云仙人かつらへ雖苦行しく成道し世尊と仰れ給ふる

然者去七日打立朝從今日の夕ふ至まで其俤未身と離未燕來囀ども其聲を聞を無

鴈翅を雙飛歸と雖音信を通不

しかれども我子を愛するひし愛に極化し極悪の人ハ元来に悪ト極化成し若人ふ因さしめ欲心強く欲ふついて暗〳〵なるてそれ〳〵に皆仏乃よ入身をなふ〳〵むと云ハ老悔哀の義ふく不役ること等死仏さへ〳〵くさ〳〵を餓をや底下ハしよもなくひきて白地ハ何もてきまぬを凡夫とハ為〳〵くのをとこと以義

我去七日打立朝從今日夕ふ俤未離身と離未燕來囀ども其聲雁双翅雙飛歸と雖音信を通不

必定討被之由傳承と雖未實否を聞未間偏に其證明を知んと佛神ふ祈誓し奉感應を相待處に

しかの相打ちて〳〵の谷の義倫へ去りの俤昭者に在く軽信ふ業ひ義の鴈の翅の通ハ時に音し糸物妻のふ〳〵も〳〵さ〳〵ざるも耳に入に飛つる鴈も昭ふ敬書の書信を通さしとハ鴈ふ書をむ〳〵び送る像の義ふ有て〳〵ふ書伝とつ〳〵り

必定討被之由傳承未實否聞偏知證明佛神祈誓奉感應待處

箇日の内に彼が死骸を見を得さり是則佛神の與所也

世中に必定往生の者は何ぞ何風俗の文字いうこと治定討死と佛弟子

実否ゝ問ざれば書伝をたゝかに問まゝ

べき而ゝの役に問人とい是も佛弟子と名聞ト又何

の字いかゝ問もしてと云云に利あらず通せば俗如

沈吟仰天打嘆と雖て面ゝ弟子に問ば

書伝を待しに感意あるべき也ち死骸を見る死生

ゝの神のみ〳〵ぞと涕むること

然間内ふハ信心彌肝に銘ト外ふハ感涙咽で之を増哀心を催衣袖を浸

但生二歸來ガ如又是相活に同

抑貴邊の芳恩ふ非んバ爭ゝ之を見を得ん哉一門の風塵皆以之捨況怨敵を哉和漢兩朝を尋

紙面信心肝銘肝外感
涙咽增哀心浸衣袖
但如生二歸來又是同相
活

肉と外と紙墨の外に彼の威意如焉に肝心ふ銘ト涙いやまし外ふあらはるゝを云あた

ゝの様を傳ふ涙ふ袖を絞ふ況ふ

死骸ハ況ハ相ハ況ハ生ハ況ハ二國ハ況ハ

も義難しふ矣ゝ況といへり

抑貴邊芳恩非見
哉一門風塵皆以捨之況
怨敵哉尋和漢兩朝古今
未聞其例

如実ハ芳恩にあらずハいそ敵墨の死骸にあらん

況味方合戦をいとむふ死ては一門付死せ

に古今未其
例を聞未

貴恩高き須
弥山頗下芳
情深き蒼溟
海還浅進之
を酬未来永
こさり退報
ぜんかい然
過去遠こさ
り萬端多と

貴恩高き須弥山頗下芳情深き蒼溟海還浅進之を酬未来永こさり退報ぜんかい然過去遠こさり萬端多と

雖筆紙に盡
難併之を察
せ恐惶謹言

寿永三年二
月十四日
経盛

熊谷次郎殿

寿永三年二月十四日　経盛

熊谷次郎殿

蒼海の二字須弥山に対し之字に書て溟の字を
かくべし溟もまた蒼海と実ゲ思ふ山ようこそ海
ようこそ先へハ未来永劫をかけ過去
云の遠劫より報いぶれば報じがたき恩徳
筆と紙とに尽されねバ併て推察あれとも

曾我状

今月廿八日之夜富士野之狩場に於曾我十郎祐成同五郎時致謀叛を巧御所之御陣に押寄伊豆國の住人工藤左衛門尉祐經備前國の住人吉備宮王藤内を殺害すと云々

曾我兄弟の事にて梶原源太景時へ曾我祐信への状なり

今月廿八日之夜於富士野之狩場曾我十郎祐成同五郎時致巧謀叛押寄御所之御陣伊豆國住人工藤左衛門尉祐經備前國住人吉備宮王藤内

云々

建久四年癸丑五月十六日頼朝公駿州富士野にて巻狩ありし時の大小名十餘万の勢各仮家を構陣取られし同廿八日河津三郎祐重の男曾我十郎祐成二十二歳同五郎時致廿歳工藤が為に思ひ亡父の敵祐経を討けり此時備前吉備津の宮の神主藤内家氏といふ者鎌倉殿の勘気を蒙り所領を召上られ流浪せしを祐経に願て勘免をかふむり本国に帰るべきに工藤に名残を惜み酒宴の後に遊女を招き手越の少将を抱き王藤かの仮家に止宿しともに討れけり祐経が仮家にて内ハ黄瀬川の亀鶴を抱て熟睡せし事不意に討周章狼狽大方ならず四方へ十二万の勢熟寝驚きて行すべて曾我兄弟を討んとす既に力を尽し親の仇を討て御所へ仇するに似たり謀叛を巧と書り

ゆえんと祐盛は仁田四郎忠常に討れ所の人和丸
時政を生擒てなるを忠常に刑せらるる由を聞
を聞るに工藤と河津の家大藤冠藤次
出て特世平家を支藤永家次の孫伊豆藤次
有祐次と云し熱田大宮司
家次の次男伊藤次郎入道祐親と云し熱田河津
三郎祐重なり祐重と祐經と志こしく従兄
なり流るに四郎久津美の庄を撰ばせらるこころ
て祐經ふうく河津家を相ゝ安元二丙申十月河津
三郎伊豆の奥野の村ゝ岡ゝ赤沢山の藁八幡
ゲ屋の境ゝ新宮祐經密に若君大見小次郎を
家八幡三郎氏に命ゝて祐重を討殺さしむ
時祐盛は一万丸にて之業時政は若君
ゝ小祐重ゲ妻者我を弟祐信に再嫁し子息
家に若ゝ者我を氏ゝ法ゝ時新田ゝ
いまゞ流人太郎高俊ゝ高俊ゝ兄弟

甚以奇怪之次第ニ仍其身を誅戮被訖然舍兄小次郎舍弟禪師房同心之由其聞有時日を廻不召進被可之由ふ候也仍執達件の如

討んと数年辛苦し終に本望を遂せ

甚以奇怪之次第ニ仍其
誅戮被訖然舍兄小次
郎舍弟禪師房同心之由
其聞有時日廻不召
進被可之由ふ候也仍執達件

誅も戮もころすと訓る者我兄弟祐信に若ゝ
郎去てはもぐく子に成ゝ法ゝ
を聞ゝ且ゝ全ゝ兄小次郎祐盛ハ河津三郎ゲ妻嫁
し来ゝ者ゝ男の子ゝ者我兄弟

建久四年五月晦日　梶原景時

曾我太郎殿

曾我太郎殿

梶原景時ハ又ハ梶原平三景時ト云フ平三景時ハ奉書の終ニ

呉文図脇の兄ニ孫病まして生まれ給ひて祖父の禅師房と云ハ祐重の孫ニ孫ハ伊東九郎祐清の子ニ孫ハ伊東の禅師といつり九郎祐清小田合戦討死の後ハ兄弟伏誅の後ハ曾我兄弟と号し久しく曾我兄弟伏誅の後ハ遠倉ハ命じ給ひて自害しいまだ死し孫ハ捕へ遠倉にて生ける也云を以て遠倉殿の肝を

建久四年五月晦日　梶原景時

建久ハ八十二代後鳥羽の年号ニ景時ハ高望王の三男鎮守府将軍上総介平良文の代村岡小次郎忠道の次男鎌倉権大夫景通の四代の孫ニて土肥弥三郎実平の人ニ

同返状

去晦日の御教書今月三日到著謹而拝見仕候畢抑小次郎禅師房召之事小次郎者京都住居之由承及候各別御使者を以召被可候

禅師房者浪人之間行方を知不候ゆ依召進ぜるに及不候此旨を以能く御申有可候恐惶謹言

同返状

去晦日御教書今月三日到来謹而拝見仕候畢抑小次郎禅師房召之事小次郎者京都住居之由承及候各別御使者可被召進候

凡帝王の命を伝るを宣旨法皇仙洞に院宣親王家方に令旨武家の伝を伝るを御教書と云

禅師房者浪人之間行方不知方ゆ及召進候能く旨能く御申有可候恐惶謹言

一説禅師房ハ武蔵の者なれど浪人なれ共義経ガ養子と称せ上洛せるなり

六月五日
曾我太郎
進上
梶原平三殿

六月五日　曾我太郎

進上　梶原平三殿

古状捜證注　終

玉巖堂藏版目録

東都兩國横山町三丁目　和泉屋金右衛門

梧窓漫筆　錦城太田先生著　全二冊

先生平日隨筆劄記ノ書也古今治乱ノ本原ノ推ス風俗和歌ノ源ル所ヲ論シ博ク経傳子史ヲ引テコレヲ証シ又撃剣ノ術ノ如キ雜技ニ至ル迄天下有用ノ珍編ト云ヒツベシ

同後編　同上　全二冊

前編漏レタル妙論ヲ載セ又経學詩文ノ流派ヲ辨別シテ其精確ヲ極ム前編ト同ク双璧ノ書ナリ

同三編　同上　全二冊

向者刊行スル此書前後編四冊盛ニ世ニ行ハレ一ト二ト賞ヒ人毎ニ繕テ古今ノ事理ヲ通暁ス今此篇ハ彼四冊ニ漏レ免奇事異説ヲ湊合シ全篇ノ瀉寶トス

農家調寶記　高井蘭山先生著　全三冊

[illegible]

農家用文章大全　同上　一冊

[illegible]

梧坡教諭　錦城先生附言　堯民先生著　全二冊

世教勧戒ノ意ヲ主トシテ旁ラ故事古書ヲ引テ証明シタレバ梧窓漫筆ニ類シテ又別ニ捷経ヲ開キタル絵書ナリ

朱子家訓経典餘師　斎田先生述　全一冊

此書ハ南宋の名儒朱熹先生平生子孫に導れおしへられし家訓にして人倫乃道を明らかにし八常の理を述らし[illegible]

笑戯自知録　伴田陳人著　全二冊

[illegible]

除蝗録　大蔵永常著　全一冊

此書ハ稲に虫の附しを除く法[illegible]

野総茗話　常盤潭北著　全五冊

此書ハ[illegible]

秘伝重宝記　全一冊

[illegible]

三都
書物
問屋

京都寺町通松原下ル町　勝村治右衛門
大坂心斎橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　安堂寺町　秋田屋太右衛門
同　博労町　河内屋茂兵衛
同　南久太郎町　伊丹屋善兵衛
尾州名古屋本町七丁目　永楽屋東四郎
江戸日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　浅草茅町二丁目　須原屋伊八
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　横山町三町目　和泉屋金右衛門

本主[illegible]